伊勢市公報

第 116 号 平成 22 年 9 月 6 日 月曜日

1		頁
\bigcirc	規 則 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則	2
	数育委員会規則 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	6
0	告 示 地縁団体「寝起松町内会」の代表者変更に伴う告示について 平成22年度補正予算の公表について 平成22年度補正予算の公表について	8 9 12
0	上下水道告示 流域関連公共下水道の供用開始について	22
000	公 告 公示送達 職員採用について 伊勢都市計画道路の変更にかかる都市計画素案の縦覧公告について	23 24 28
) () ()	病院公告 看護大学入学試験推薦について 病院職員採用試験について	30 32

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成 22 年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第30号

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正す る規則

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則(平成 17 年伊勢市規 則第 64 号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中伊勢市二見放課後児童クラブ第2の項及び伊勢市御薗放課 後児童クラブ第2の項を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(事業の実施)

- 第3条の2 次の各号に掲げる条例の規定により、第2条の表に掲げる児童クラブは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が前条各号に掲げる事業の全部又は一部を実施するものとする。
 - (1) 伊勢市放課後児童健全育成施設条例(平成17年伊勢市条例第90号) 第5条第1号
- (2) 伊勢市児童館条例(平成17年伊勢市条例第89号)第5条第1号 第5条中「市長」を「指定管理者」に、「あるときは、変更する」を「あ ると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更する」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

児童クラブの開設時間は、放課後から午後6時までとする。ただし、 学校休業日においては午前8時から午後6時までとする。

第6条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「市 長の承認を得て、」を加える。

第9条を次のように改める。

(利用者負担)

第9条 指定管理者は、児童クラブの事業を実施するために必要な経費の

- 一部として別表第2に掲げる利用者負担を徴収することができる。
- 2 指定管理者は、利用者負担をその収入とすることができる。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第2号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第15条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「第11条」を「第12条」に改め、同条第3号中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「可否」を「入会の可否」 に、同条第2項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 15条とする。

第13条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第 12 条中「市長」を「指定管理者」に、「次の各号」を「利用しようとする児童が次の各号」に改め、「該当する」の次に「と認める」を加え、「児童クラブの利用」を「その利用」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条を第 12 条とする。

第10条の見出し中「利用料」を「利用者負担」に改め、同条中「利用料」を「利用者負担」に、「市長」を「指定管理者」に、「利用料の」を「その」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(利用者負担の減額)

第 10 条 指定管理者は、児童クラブを利用する児童の属する世帯が次の 各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより利用 者負担を減額することができる。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により、生活扶助を受けている世帯 児童 1 人につき、2,000 円
- (2) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 87 号)の規定により、一人親家庭等として受給の認定を受けている世帯 児童1人につき、2,000 円

別表第1中伊勢市二見放課後児童クラブ第2の項及び伊勢市御薗放課後 児童クラブ第2の項を削る。

別表第2を次のように改める。

七部の日本カニデのなか	利用者負担		
放課後児童クラブの名称	(児童1人につき)		
伊勢市二見放課後児童クラブ第1			
伊勢市小俣放課後児童クラブ	日佐 5 000 円		
伊勢市明野放課後児童クラブ	月額 5,000円		
伊勢市御薗放課後児童クラブ第1			

様式第1号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、「伊勢市長」を「指定管理者」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「伊勢市長」を「指定管理者」に改める。

様式第4号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に、「伊勢市長」を「指定管理者」に改める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 22 年 8 月 25 日

伊勢市教育委員会 委員長 岡本國孝

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第17号)の一部 を次のように改正する。

別表第1伊勢市立四郷幼稚園の項中「50」を「30」に改める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 寝起松町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定 により告示します。

平成 22 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 川 洋

伊勢市神久1丁目4番6号

変更後 川村忠司

伊勢市神久1丁目3番6号

伊勢市告示第70号

平成22年6月3日開議の市議会臨時会で議決を経た平成22年度補正予

算の要領は、次のとおりです。

平成 22 年 8 月 30 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

平成22年度 伊勢市一般会計補正予算 (第2号)

平成22年度 伊勢市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額 41, 436, 092千円は変更せず、補正の款項の 区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳 入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 労働費		152, 741	186	152, 927
	1 労働諸費	152, 741	186	152, 927
15 予 備 費		49, 036	△186	48, 850
	1 予備費	49, 036	△186	48, 850
歳出	合 計	41, 436, 092	0	41, 436, 092

伊勢市告示第71号

平成22年7月14日開議の市議会定例会で議決を経た平成22年度補正予

算の要領は、次のとおりです。

平成 22 年 8 月 30 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

平成22年度 伊勢市一般会計補正予算 (第3号)

平成22年度 伊勢市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,884,378千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44,320,470千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

				(単位・1円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		8, 276, 000	650, 000	8, 926, 000
	1 地方交付税	8, 276, 000	650, 000	8, 926, 000
13 分担金及び負担金		1, 026, 428	541	1, 026, 969
	1 負担金	1, 026, 428	541	1, 026, 969
15 国庫支出金		5, 691, 380	233, 278	5, 924, 658
	2 国庫補助金	1, 158, 916	233, 278	1, 392, 194
16 県支出金		2, 448, 071	158, 734	2, 606, 805
	2 県補助金	824, 511	157, 026	981, 537
	3 委託金	376, 918	1, 708	378, 626
18 寄附金		24, 003	360	24, 363
	1 寄附金	24, 003	360	24, 363
19 繰入金		46, 104	505, 500	551, 604
	1 基金繰入金	46, 104	505, 500	551, 604
20 繰越金		50, 000	387, 503	437, 503
	1 繰越金	50, 000	387, 503	437, 503
21 諸収入		552, 077	21, 462	573, 539
	5 雑 入	499, 617	21, 462	521, 079
22 市 債		5, 298, 500	927, 000	6, 225, 500
	1 市 債	5, 298, 500	927, 000	6, 225, 500
歳 入	合 計	41, 436, 092	2, 884, 378	44, 320, 470

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3, 993, 604	48, 784	4, 042, 388
	1 総務管理費	3, 069, 978	38, 420	3, 108, 398
	2 徴税費	482, 989	9, 713	492, 702
	3 戸籍住民基本台帳 費	192, 869	651	193, 520
3 民生費		15, 500, 236	121, 102	15, 621, 338
	1 社会福祉費	3, 512, 114	55, 287	3, 567, 401
	2 老人福祉費	3, 233, 546	13, 831	3, 247, 377
	3 児童福祉費	6, 287, 115	50, 904	6, 338, 019
	5 人権政策費	71, 066	1, 080	72, 146
4 衛生費		4, 149, 154	355, 123	4, 504, 277
	1 保健衛生費	2, 364, 219	252, 447	2, 616, 666
	2 清掃費	1, 784, 935	102, 676	1, 887, 611
5 労働費		152, 927	11, 010	163, 937
	1 労働諸費	152, 927	11, 010	163, 937
6 農林水産業費		471, 497	430, 289	901, 786
	1 農業費	428, 226	300, 352	728, 578
	2 林業費	17, 669	12, 475	30, 144
	3 水産業費	25, 602	117, 462	143, 064
7 商工費		144, 510	39, 840	184, 350
	1 商工費	144, 510	39, 840	184, 350
8 観光費		217, 060	28, 914	245, 974
	1 観光費	217, 060	28, 914	245, 974
9 土木費		4, 056, 444	978, 826	5, 035, 270
	1 土木管理費	223, 082	△265	222, 817
	2 道路橋梁費	403, 190	362, 876	766, 066
	3 河川費	429, 755	263, 684	693, 439
	4 港湾海岸費	5, 303	16, 800	22, 103
	5 都市計画費	2, 787, 493	329, 794	3, 117, 287
	6 住宅費	207, 621	5, 937	213, 558
10 消防費		2, 088, 142	144, 792	2, 232, 934

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 消 防 費	2, 088, 142	144, 792	2, 232, 934
11 教育費		4, 998, 530	190, 784	5, 189, 314
	1 教育総務費	848, 817	34, 491	883, 308
	2 小学校費	471, 866	30, 214	502, 080
	3 中学校費	2, 142, 385	1, 708	2, 144, 093
	4 幼稚園費	188, 883	100	188, 983
	5 社会教育費	473, 587	70, 236	543, 823
	6 保健体育費	872, 992	54, 035	927, 027
13 公債費		5, 302, 367	524, 914	5, 827, 281
	1 公債費	5, 302, 367	524, 914	5, 827, 281
15 予 備 費		48, 850	10, 000	58, 850
	1 予備費	48, 850	10,000	58, 850
歳出	合 計	41, 436, 092	2, 884, 378	44, 320, 470

第 2 表 継 続 費

款	項	事業	名	総	額(千円)	年	度	年割額(千円)
	2 柏東大淀線整備事業		40, 105	平成 2	22 年度	24, 375		
9	道路橋梁費	(平成22年月	度継続費)	學) 49, 195	49, 195	平成 2	23 年度	24, 820
土木費	3	準用河川大	堀川支川		100 011	平成 2	22 年度	67, 790
	河川費	改修事業 (平成22年)	度継続費)		160, 844	平成 2	23 年度	93, 054

第 3 表 債務負担行為補正

追加

事項	期	間	限	度	額(千円)
いせファミリー・サポート・センター事業	自	平成22年度		0	E 0 E 0
運営業務委託	至	平成25年度		2	5, 950
知业安山武海兴泰安系之	自	平成22年度			2 0 7 4
観光案内所運営業務委託		平成25年度			3, 074

第 4 表 地 方 債 補 正

追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
河川等整備事業債	156, 700	証書借入 又は	5.0%以内	政府資金·特定資 金、地方公共団体
消防設備整備事業債	3, 700	正券発行 直し方式で借り 金 で	条発行 直したで借金 直れが借金 及び地機では 体金での見直に の見直に という を登録した を が変見 がである がである がである がである がである がである がである がである	金融機構資金に ついてはその融 通条件により、銀
ため池整備事業債	13, 300			行その他の場合 にはその債権者 との協定による
ふるさと農道整備事業債	47, 900			ものとする。 ただし、市財政 の都合により据
漁港整備事業債	23, 400			置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還も
道路橋梁災害復旧事業債	9, 300			しくは低利に借 換えすることが できる。

変更

	限度	額 (千円)
起債の目的	補 正 前	補 正 後
市町村合併特例事業債	2, 030, 100	2, 648, 600
防衛施設周辺整備事業債	44,000	98, 200

平成22年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成22年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、3,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,887,813千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金		1	3, 948	3, 949
	1 繰越金	1	3, 948	3, 949
歳入	合 計	13, 883, 865	3, 948	13, 887, 813

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		263, 980	3, 948	267, 928
	1 総務管理費	237, 497	3, 948	241, 445
歳出	合 計	13, 883, 865	3, 948	13, 887, 813

伊勢市上下水道事業告示第 31 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成22年8月18日から2週間、伊勢市上下水道部下 水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 22 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 供用(下水の処理)を開始する年月日
 平成22年9月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域 船江4丁目、宮後2丁目、宮後3丁目、一之木3丁目、大世古1丁目、 曽祢1丁目、宮町1丁目、二見町山田原、二見町溝口、二見町荘、 御薗町高向の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称 位置 伊勢市大湊町 1126 番地名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

伊勢市公告第 48 号

公 示 送 達

下記の者の交付要求通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 8 月 20 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏	名	住 所
樋口	雄二	伊勢市大湊町 488 番地 6

伊勢市公告第49号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成 22 年 8 月 20 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 採用予定者

事 務 職3 名 程度事 務 職 (身体障がい者を対象とした別枠)1 名 程度土木技術職1 名 程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者で、 伊勢市に通勤可能な者
- (2) 日本国籍を有しない者(外国籍の者)は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職(本公告「9 外国籍職員の任用に関する基準について」を参照)には任用できません。

(3) 受験区分

ア事務職、土木技術職

- IA 昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
- IB 平成元年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
- IC 平成3年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
- イ 事務職(身体障がい者を対象とした別枠)
 - IIC 昭和51年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ② 自力での通勤ができ、介助者なしに職務の遂行が可能な者
 - ③ 採用試験で活字印刷文(文字の大きさは10ポイント程度)による出題に対応できる者(ただし、ルーペの使用は可能)
- 3 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者を対象に行い、第3次試験は、第2次試験合格者を対象に行います。

(1) 第1次試験

ア 試験種目

職種	試 験 区 分				
事務職	教養試験・適性試験				
事務職(身体障がい者を対象とした別枠)	教養訊練・週1生訊練 				
土木技術職	教養試験・適性試験・専門試験				

イ 試験の内容

試験区分	内容
教養試験	受験区分IAの者は大学卒業程度、IBの者は短期大学卒業程度、IC
	及びⅡCの者は高等学校卒業程度における社会、人文及び自然に関する
	一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一
	般知能についての択一式による筆記試験
専門試験 (土木技術職)	受験区分IA及びIBの者は数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)及び土木施工、ICの者は数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工についての択一式による筆記試験
·····································	適性についての択一式による筆記試験
YER LITTLE MAY	を ロー・フィー・マン・アイ・アイ・アー・ とり 中で こうかん 中で こうかん

(2) 第2次試験

口述試験 (面接)

(3) 第3次試験

口述試験(集団討議及び面接)

4 受験手続

(1) 申込方法

伊勢市総務部職員課が交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付して、全職 種共通の添付書類を添えて持参又は郵送してください。ただし、事務職(身体障がい者を 対象とした別枠)については、全職種共通の添付書類のほか職種別追加書類を添えて提出 してください。

ア 全職種共通の添付書類

添付する書類

本人のみの住民票の写し(本籍、続柄の記載が省略されたもの)

返信用封筒 2 通(長形 3 号 $(120 \times 235 mm)$ に80円切手を貼付の上、通知書送付先の住所、氏名を記入のこと。)

最終学歴となる学校の学業成績証明書(第2次試験合格者のみ。提出は2次合格通知受理 後)

※ 外国籍の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

イ 職種別追加書類

		受	験	区	分		添	付	す	る	書	類
事	移職	(身体	障がい	者を対	象とし	た別枠)	身体障害	手者手	長の写し			

(2) 提出先

ア 持参する場合

伊勢市総務部職員課(本庁舎2階)へ必ず受験者本人が持参してください。

イ 郵送する場合

封筒表面に朱書きで「職員採用試験受験申込書在中」と記入し、下記住所へ郵送してください。

なお、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要が生じますので、<u>必ず電</u> 話番号をご記入ください。

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市総務部職員課 宛

(3) 申込受付期間

平成22年9月1日(水)から9月15日(水)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで(月曜日のみ午後7時まで)。土曜日及び日曜日は除きます。)

ただし、郵送の場合は、平成22年9月13日(月)付消印まで有効とします。

- ※ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。郵便事情等による書類到着の 遅延等については、一切責任を負いかねます。
- 5 試験の日時及び場所
- (1) 第1次試験

平成22年10月17日(日)に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

平成22年11月6日(土)又は平成22年11月7日(日)に行いますが、時間及び場所は、 第1次試験合格者に通知します。

(3) 第3次試験

平成22年11月21日(日)及び23日(火)に行いますが、時間及び場所は、第2次試験合格者に通知します。

(4) 試験結果(得点及び順位)の通知

第1次試験の試験結果について、本人の得点・採用区分ごとの順位を結果通知書にてお知らせします。

なお、通知書に得点・順位の記載を希望しない方は受験申込書の裏面の「希望しない」 に記入してください。

- 6 合格者の決定及び発表
- (1) 決定方法

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成22年11月下旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成23年4月1日

8 給 与

伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の規定に基づき支給します。

9 外国籍職員の任用に関する基準について

【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

伊勢市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

(1) 公権力の行使に相当する職務

- ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- イ 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ウ 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- エ その他公権力の行使に該当することとなる職務
- (2) 公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、伊勢市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

10 お問い合わせ先

伊勢市総務部職員課 TEL 0596-21-5505

伊勢市公告第50号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 22 年 8 月 27 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 公聴会の開催日時及び場所平成22年9月27日(月)午後7時から伊勢市役所 東庁舎4階 4-3会議室
- 2 公聴会において意見を聴こうとする案 伊勢都市計画道路の変更素案
- 3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申 出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画道路の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

平成22年9月10日(金)(郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。)

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数 を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所地域振興課、小俣総合 支所地域振興課、御薗総合支所地域振興課、伊勢図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成22年8月27日(金)

至 平成 22 年 9 月 10 日 (金)

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則(平成17年伊勢市規則第135号)の規定によります。

12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

次のとおり看護大学の入学試験の推薦を行います。

平成 22 年 8 月 16 日

伊勢市病院事業管理者 間 島 雄 一

- 1 推薦する試験及び人数平成23年度 三重県立看護大学 地域推薦入学試験 若干人
- 2 推薦依頼要件

次のいずれにも該当し、学校長が責任をもって推薦できる者とする。

- (1) 市立伊勢総合病院に4年以上就業する強い意思を有する者
- (2) 平成23年3月、高等学校を卒業見込みの者 (高等学校の所在地は、三重県内に限らない)
- (3) 調査書の「国語」、「数学」、「外国語」、「理科」、「地理歴史・公民」の評定平均値が 3.8以上である者
- (4) 合格した場合、三重県立看護大学に必ず入学することを確約できる者
- 3 選考方法作文及び面接

4 推薦依頼

(1) 提出書類

学校長による伊勢市長あての推薦依頼書(任意の様式) 1 通 学校所定の調査書 1 通 受験者本人の志望動機の作文(800 字程度)

- (2) 提出期限 平成22年9月30日(木)
- (3) 提出先 市立伊勢総合病院 2階総務課管理係
- (4) その他 伊勢市に推薦依頼をした者を、他の市町へは推薦依頼をしないこととする。
- 5 伊勢市の面接
 - (1) 面 接 日 平成22年10月16日(土)
 - (2) 面接場所 市立伊勢総合病院

- (3) 面 接 者 院長、副院長、看護部長、事務部長
- (4) 合否の決定 面接日後10日以内
- 6 三重県立看護大学の日程

出願期間 平成22年11月1日(月)~平成22年11月8日(月)

試 験 日 平成22年11月23日(火・祝)

合格発表日 平成 22 年 11 月 30 日(火)

7 問い合わせ先

市立伊勢総合病院 事務部 総務課 管理係

電話番号 0596-23-5111(内線)215、216

FAX番号 0596-27-2315

電子メールアドレス hos-soumu@city.ise.mie.jp

8 その他 この要項に定めのない事項は、三重県立看護大学平成23年度入学者選抜 要項による。

伊勢市病院事業公告第6号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成22年8月16日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

次のとおり職員の募集を行います。

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 20人程度(平成23年4月1日採用予定)

2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1)昭和36年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方又は平成23年3月に学校を卒業し、免許を取得見込みの方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当しない方
- (4)日本国籍を有しない方(外国籍の方)は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には 任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験(面接)

- 4 受験手続
- (1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添付する書類

- ①本人のみの住民票の写し(本籍、続柄等の記載が省略されたもので可)
- ②返信用封筒2通(80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。)
- ③当該免許証の写し
- ④免許証を有しない方は、最終学歴となる学校の修了・卒業(見込み)証明書
- ⑤日本国籍を有しない方(外国籍の方)は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付

平成22年8月16日(月)から平成22年10月29日(金)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。) ただし、郵送の場合は、平成22年10月28日(木)付消印まで有効とします。

- 5 試験の日時及び場所
- (1) 平成22年9月25日(土)

(平成22年8月16日(月)から平成22年9月17日(金)までに申込みされた方)

(2) 平成22年11月6日(土)

(平成22年9月21日(火)から平成22年10月29日(金)までに申込みされた方)両日とも、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

- 6 合格者の決定及び発表
- (1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成23年4月1日 ただし、免許未取得の方は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第124号)及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年病院事業管理規程第16号)の規定に基づき支給します。

9 その他

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要が生じますので、申込書には必ず連絡先(電話番号)を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課 電話 0596-23-5111 内線215、216